府令・省令

○内閣府令・国土交通省令第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一案内標識の部分サービス・エリアの予告の項を次のように改める。

サービス・エリア、道の駅及び距離	サービス・エリア、道の駅の予告		
(116)	(116の2-A)	(116の2-B)	(116の2-C)
高速道路等において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所、駐車場その他の施設（以下「利便施設」という。）への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	都市高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	高速道路等の出口の手前一・五キロメートル以内において、高速道路等以外の道路に接して設置されている利便施設を予告する必要がある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

別表第一案内標識の部分サービス・エリアの項中「(116の2-A)」を「(116の3-A)」に、「(116の2-B)」を「(116の3-B)」に、「休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場」を「利便施設」に改め、同部分非常電話の項中「(116の2)」を「(116の4)」に改め、同部分待避所の項中「(116の3)」を「(116の5)」に改め、同部分非常駐車帯の項中「(116の4)」を「(116の6)」に改める。

別表第一規制標識の部分危険物積載車両通行止めの項中「第十九条の六第一項」を「第十九条の十三第一項」に、「第四条の七」を「第四条の十」に改める。